

# 「アジア法」研究の定着

今泉慎也

開発途上地域の法制度の研究における過去20年間の大きな変化は、日本とアジアとの関係が拡大・深化するなか、アジアが法学における研究フィールドとして定着したことであろう。

筆者は2003年創設の「アジア法学会」の立ち上げに関わり、その事務局を10年あまり担当している（同学会創設の経緯については参考文献①参照）。同学会の創立総会のときのことである。当時すでに定年で一線から離れていたある著名なアジア法研究者が、自分たちの時代にはアジアを対象とする学会などでできなかった、と感無量な面持ちで話されていたことが今も強く印象に残っている。伝統的に日本の外国法研究では明治維新以降の日本法に影響を与えてきた英米独仏といった欧米諸国の法に軸足がおかれ、アジアの法制度研究は少数の研究者によって担われる時代が長かったためである。新しいフィールドを切り拓いてきた先人の思いが伝わる一言であった。

「アジア法」研究という言葉が日本の学界で次第に定着してきたことを示す一例として、法律雑誌の1つである『法律時報』（日本評論社）が各法分野の主要な研究動向をレビューする「学界回顧」（毎年12月で特集）の項目として1992年から「アジア法」が取り上げられたことがある（参考文献②）（2015年終了）。それまで「社会主義法」の項目において扱われていた中国その他アジア社会主義諸国も「アジア法」の項目で扱われるようになった。

現在でもアジア法研究者の数は多いとはいえないが、過去20年間でその数は格段に増加した。対象地域で見ると、中国、韓国、台湾など地理的・文化的・歴史的に日本との関係の深い北東アジア地域の研究に厚みを増した。日本人研究者の数が多ほか、これら地域から日本に留学した研究者が日本や本国において活躍し、内外の研究者をつなぐネットワークが生まれているか

らである。近年では、アジアの法をテーマとした学会や研究連絡組織が国内外において叢生している。東アジア行政法学会（1995年）、アジア国際法学会（2007年）、アジア労働法学会（2008年）、東アジア法社会学会議（2008年）、アジア憲法フォーラム（2005年）、新・東アジア家族法三国会議（2008年）など法分野別の国際的な研究交流組織が立ち上げられている。シンガポール国立大学アジア法研究所（ASLI）（2003年創設）が主催する国際会議は、アジア各国の研究者が集う場として存在感を示している。日本国内でも、冒頭で紹介したアジア法学会のほか、現代中国法研究会、「社会体制と法」研究会（社会主義法研究会が改称）、「韓・朝鮮半島と法」研究会などが組織された。

## ●法整備支援と日本人法曹のアジア展開

日系企業のアジア展開にともなう法的サービスの需要が拡大したほか、国際婚姻をめぐる争いなど日本の法廷でアジアの法情報が求められる事例も増え、日本の法学者・実務家がアジアに正面から向き合う必要性が高まってきた。また、1990年代に始まった日本政府によるアジア諸国に対する法整備支援がアジア法研究に大きな刺激を与えた。法整備支援は、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴルなどアジアの体制移行諸国を主たる対象に始まり、民法典編纂などの立法支援、司法制度改革、中長期的な人材育成に力点をおく。法整備支援は対象国の法制度について、ビジネスローとは異なる新たな研究ニーズを生み出し、アジア法に関わる法学者や法曹の裾野を広げる役割を果たした。

アジア法など非西洋地域の法の研究は、「法文化論」（参考文献③）、「開発法学」（参考文献④、⑤）など理論研究の発展と不可分の関係にある。これら理論研究はアジア法研究の方法論的な深化を促し、法整備支援など法実務の理論的支柱としても注目されている。

## ●アジア経済研究所におけるアジア法研究

アジア経済研究所は開発途上地域の法制度の研究に早くから取り組んできた。アジア各国の基本的法制度について1980年代にまとめられた成果は現在でも価値をもつ（参考文献⑥、⑦）。1990年代以降、アジアの政治経済が大きく変化し、各国の憲法や基本的な諸制度の変化を把握する作業が必要になった。1980年代末からの東アジアの民主化と経済発展をテーマとする研究が進められた。新憲法による「法の支配」の強化のための司法改革など民主化を進めていくための制度改革が研究対象となった（参考文献⑧、⑨、⑩、⑪、⑫）。他方、経済面では、輸出志向型工業化政策への転換やグローバル化に対応した制度改革が進展した。とくに1997年の経済危機以降、各国で加速した制度改革、たとえば、倒産法制改革、企業統治改革は恰好の研究対象となった（参考文献⑬、⑭、⑮、⑯）。

急速な経済成長ともなって顕在化してきた諸問題や国境を越えたさまざまな課題も新たな研究対象として浮上してきた。たとえば、小林昌之によるアジアの障害者法の研究プロジェクトは10年に及び、障害者権利条約の発効を踏まえた障害者の権利保護、雇用差別・促進雇用、障害者教育、女性障害者などの課題に切り込んできた（参考文献⑰、⑱、⑲、⑳）。環境法では、作本直行によるアジア諸国の環境政策と法に関する一連の著作がある（参考文献㉑、㉒）。人の移動に伴うさまざまな法的課題として、外国人労働、ヒューマントラフィッキングなどの研究が進められている（参考文献㉓、㉔）。アジアの先にはまだ日本の法学者が十分に研究していない地域が広がる。今後、どんな先駆者が現れるのか楽しみだ。

（いまいずみ しんや／アジア経済研究所 新領域研究センター）

### 《参考文献》

- ① 浅野宜之「アジア法学会の創設」『アジア経済』第45巻第5号、2004年5月。
- ② 大村泰樹「アジア法」『法律時報』64巻13号、1992年12月、215～219ページ。
- ③ 角田猛之ほか編『法文化論の展開——法主体のダイナミクス——』信山社、2015年。
- ④ 安田信之『開発法学——アジア・ポスト開発国家の法システム——』名古屋大学出版会、2005年。
- ⑤ 松尾弘『開発法学の基礎理論——良い統治のため

の法律学——』勁草書房、2012年。

- ⑥ 山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度』アジア経済研究所、1984年。
- ⑦ 谷川久・安田信之編『アジア諸国の企業法制』アジア経済研究所、1983年。
- ⑧ 作本直行編『アジア諸国の憲法制度』アジア経済研究所、1997年。
- ⑨ 作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較——』アジア経済研究所、2003年。
- ⑩ 大村泰樹・小林昌之『東アジアの憲法制度』アジア経済研究所、1999年。
- ⑪ 小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、2002年。
- ⑫ ——『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所、2003年。
- ⑬ 小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所、2000年。
- ⑭ ——『アジア諸国の市場経済化と社会法』アジア経済研究所、2001年。
- ⑮ 作本直行編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所、2002年。
- ⑯ 安倍誠・今泉慎也編『東アジアの企業統治と企業法制改革』アジア経済研究所、2005年。
- ⑰ 小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題——』アジア経済研究所、2010年。
- ⑱ ——『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進——』アジア経済研究所、2012年。
- ⑲ ——『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題——』アジア経済研究所、2015年。
- ⑳ ——『アジア諸国の女性障害者と複合差別——人権確立の観点から——』アジア経済研究所、2017年。
- ㉑ 野村好弘・作本直行編『発展途上国の環境法——東南・南アジア——』アジア経済研究所、1994年。
- ㉒ ——『発展途上国の環境政策の展開と法』アジア経済研究所、1997年。
- ㉓ 山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度——送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて——』アジア経済研究所、2014年。
- ㉔ ——『「人身取引」問題の学際的研究——法学・経済学・国際関係の観点から——』アジア経済研究所、2016年。